

「八尾市における河内木綿や生態系保護による里山保全に関する映像制作業務」
委託仕様書

1 業務名称

「八尾市における河内木綿や生態系保護による里山保全に関する映像制作業務」（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本市では、市域の環境をより良いものとするために「地域循環共生圏（ローカル SDG s）」の構築により、高安地域に生息する絶滅危惧種であるニッポンバラタナゴをはじめとした生態系を守り、里山（山地生態系）の保全に取り組んでいる。そのひとつとして、かつて地場産業として栄えた河内木綿の普及促進に取り組み、関連市民団体等が貯蔵していた河内木綿の綿を集め、河内木綿文様を施した反物を作成した。

その反物の活用や動画を通じた情報発信により、国内外に八尾の里山や河内木綿の魅力を伝えるとともに、世界が注目する大阪・関西万博を契機に、さらなる需要の拡大を狙い、生態系保護による自然環境保全に関する意識高揚を図り、持続可能な里山保全につなげることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日まで

4 契約上限金額

金 1,287,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容等

(1) 全体像

「2 業務の目的」を達成するように、動画内容について企画立案し、動画を作成すること。

なお、本業務実施にあたっては、本市及び河内木綿に携わる関係者とも十分に調整のうえ、行うこと。

(2) 業務内容

下記の①及び②の業務を実施すること。

なお、業務委託期間においては、効率的に業務を遂行できる実施体制を確保すること。

① 里山の魅力発信及び河内木綿の普及促進につながる動画の作成

業務目的を踏まえ、河内木綿に携わる関係者を訪ね、作業風景等を撮影し、代表者等に対しインタビューすること等を盛り込んだ上で、里山の魅力を発信しかつ

河内木綿の普及促進につながる動画を作成すること。

なお、動画作成に係る企画、シナリオハンティング、ロケーションハンティング、シナリオ作成、撮影、音声収録、ナレーション、字幕、BGM、編集、著作権及び肖像権の許諾に関する事務、制作物の納品等動画作成に係る一切の業務を行うこと。

作成された動画については、万博会場での放映や動画投稿サイト等において公開することを予定しているが、今後、様々な場面で活用することを想定していることから、国籍、世代を問わず多くの人に伝わるよう表現を工夫すること。

動画の仕様等については、以下のとおりとする。

- ア 作成動画数：4本（30秒動画1本、80秒動画2本、180秒動画1本）を日本語音声と英語音声の2種類作成し、合計8本とする。
- イ 形式：MP4
- ウ 画質：フルハイビジョン
- エ アスペクト比：16:9
- オ 字幕：英語字幕とする。無音で放映した際に、内容が伝わるものとする。また、本市の事業に基づき作成したものであることがわかるようにすること。
- カ 音声：日本語、英語
- キ その他：完成までの過程において、本市や各関係者の確認を受け、作成を進めること。また、動画の形式や画質、アスペクト比のほか、画像解像度やフレームレート、回線速度については、YouTubeに掲載した際に、快適に視聴できる規格とすること。
- ク 納品：作成した動画データについては、電磁的記録媒体（DVD-R等パソコン及びDVDプレーヤーにて再生できるもの。）にて、以下のとおり八尾市環境部環境保全課へ納品すること。
 - データ：1部（動画毎に別ファイルとし、保存されたもの）
 - DVD：1部（チャプターで分けてかつ連続放映できるもの）
 - 納品期限：令和7年1月31日（金）

② 進捗管理及び随時ミーティングの開催

取材内容や交渉内容を含め、書類、音声及び画像等を活用しながら事業に関する進捗管理を行い、本市に対し、密に報告及び情報共有を行うこと。

また、必要に応じ、ミーティングを開催し、進捗報告、課題の共有、本業務における重要事項の検討を行うこととし、議事録を作成の上、本市と共有すること。

6 その他

- (1) 受託者は、本契約による委託業務を処理するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する

個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報保護法及び本契約に係る個人情報保護特記事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

- (2) 本事業の実施で得られた成果物、情報（個人情報を含む）等については本市に帰属すること。
- (3) 本事業において、受託者が製作したデータやイラスト等の著作権は、本市に帰属するものとする。
- (4) 本事業の実施にあたり、その全部を一括して再委託すること及び主たる部分（本要綱における5（2）①に記載する動画の作成）を再委託することを禁止する。その一部について再委託する必要がある場合は、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力や運営管理の方法について、あらかじめ本市に協議すること。
- (5) その他、事業実施にあたっては、本市の指示に従うこと。
- (6) その他、事業実施にあたっての詳細な内容については、本市と本事業に係る委託契約を締結する際に協議すること。
- (7) 本事業の実施（契約の履行）にあたり、業務上知り得た情報については、他に漏らさないこと。また、他に利用するための情報として提供しないこと。

7 成果物

5（2）業務内容に記載する納品物のほか、本事業の契約完了日までに、以下の成果物を本市に提出すること。

なお、成果物については、紙媒体及びデータ（Word、Excel、PowerPoint、PDF 等）により納品するものとする。

- (1) 本事業に係る企画書
- (2) 進捗状況報告書（5（2）②に記載するとおり、本市に対し密に報告及び情報提供がなされ、本市が当該報告書の提出が不要と判断する場合は、不要とする）
- (3) 事業実績報告書（提出期限：令和7年2月28日（金））